

# アメリカの賃金・物価規制

——第3.5段階以降の展開を中心にして——

松 水 征 夫

## I. まえがき

ニクソン大統領は、昨年8月8日、ウォーターゲート事件の責任をとって、米国史上初めて任期半ばで大統領を辞任した。1969年1月にニクソンが大統領に就任したとき、アメリカ経済は61年来8年間にわたる長期繁栄の頂点を迎えるかたわら、1965年以降のインフレ加速に直面していた。したがってニクソン大統領は、インフレ抑制を第一義的政策目標として掲げざるをえなかったわけであるが、はからずもジョンソン政権から受け継いだインフレ問題を、ニクソン政権はそのままフォード政権にバトンタッチすることになった。

ニクソン大統領は、就任当初、インフレ対策の基本は総需要抑制政策であるとして、賃金・物価統制策を一切採用しないと繰り返し強調していたが、その後、インフレ、失業、国際収支赤字の三重苦に直面し、1971年8月15日の新経済政策発表に際しては、賃金・物価凍結策を採用し、それまでの態度をかえた。以後昨年4月末の経済安定法の期限切れまで32カ月間にわたって所得政策を採用していた。その間、第1段階（1971年8月15日～同年11月13日）の賃金・物価凍結から、第2段階（1971年11月14日～1973年1月10日）では賃金・物価の強制的統制に移行し、かなりのインフレ抑制効果がみられ、ニクソン政権の所得政策は成功したかにみえた。しかし第3段階（1973年1月11日～同年6月12日）において、それまでの強制的統制が自主規制に切り替えられるにおよんで激しいインフレに見舞われることになった。そこでニクソン大統領は、6月13日に60日間の物価再凍結を発表し、インフレ対策を振り出しに戻した。こうした非常手段によってインフレは一時鎮静したが、供給の手控え、やみ市場の発生など物価凍結

の弊害が生じたため、第4段階の賃金・物価の強制的統制に移行した。しかしおりからエネルギー危機に直面し、物価がエネルギー価格を中心に加速するとともに、統制がもの不足に拍車をかけ、インフレを激しくする一方、景気停滞を深刻化させたので、業種別に統制解除せざるをえなくなり、昨年4月末をもって賃金・物価の統制は完全に撤廃された。この結果5月以降、再び財政金融引締め政策による総需要抑制政策がインフレ対策の中心となった。

このように、ニクソン政権のインフレ対策は、めまぐるしく変化しているが、これをきわめて好意的に解釈するなら、特定の路線と哲学にこだわらない柔軟な政策の実施ないしはイニシアティブの発揮と考えることができるが、そのいずれの場合にも現実の壁にぶつかってニクソン政権の思惑に少なからぬ誤算が生じ、高価な試行錯誤と政策転換を余儀なくされたものと考えられる。

ニクソン政権の初期のインフレ対策から第3段階の賃金・物価規制までの推移についてはすでに別稿<sup>1)</sup>で検討したので、本稿は、第3.5段階および第4段階の賃金・物価規制を跡付けるとともに、政策変更の経済的背景ならびに理論的根拠を明らかにするとともに、第3.5段階から第4段階への推移を、第1段階から第3段階への推移と比較検討することによって、インフレ対策としてのアメリカの賃金・物価規制策の有効性・問題点をさぐることを目的にしている。

## Ⅱ. 第3.5段階以前の賃金・物価規制

### 1. 賃金・物価規制の推移

アメリカの賃金・物価規制は第3.5段階において振り出しに戻った感があるが、第3.5段階以降の賃金・物価規制の特色を明らかにするために、それ以前の賃金・物価規制策の推移について概観する。

新経済政策の発表によって開始された第1段階の規制では、物価・賃金

1) Cf. 拙稿「ニクソン政権のインフレ対策(1)」、『政経論叢』、昭和48年9月、および「ニクソン政権のインフレ対策(2)」、『政経論叢』、昭和48年10月。

・家賃を、1971年8月14日に終る30日間に支配的であった水準に凍結するという基準原則が示された。このような凍結原則を遵守させるための大規模な賃金・物価統制官僚機構は特別に設置されなかったが、生計費委員会が命令の管理を行なった。<sup>2)</sup>

第2段階では、それまでの完全凍結からガイドライン政策による強制的統制に移行し、平時としてはかつてなかったほどの包括的な統制が行なわれることになった。このため第1段階で設立された生計費委員会のもとに、新たに物価委員会、賃金委員会、利子・配当委員会等の諸機関が設置された。<sup>3)</sup>

生計費委員会は、インフレーション速度を1972年末までに凍結前の約半分である2～3%に落とし、その後さらに減速させるというインフレ抑制目標をかかげ、このために、年間売上げ高が1億ドル以上の企業の価格変更、および5,000人以上の従業員を対象とする賃金変更は、それぞれ物価委員会および賃金委員会に事前通告し、承認をえることが必要とされた。その他の価格変更、賃金変更も、事後報告を必要とする、あるいは当局による抽出調査を受けることがあるなど監視手続きが細かく定められた。<sup>4)</sup>

具体的なガイドライン<sup>5)</sup>としては、経済全体の平均的な物価上昇率を年率2.5%以下に抑制し、賃金上昇率を年率5.5%（付帯給付の上昇率は0.7%）以内に抑えることが目標とされた。利子・配当の規制は、1970年経済安定法で規制対象外となっていたため第1段階では実施されなかったが、第2段階においては、利子・配当委員会が生計費委員会で再検討されるこ

2) Cf. Miller, R. L. and Williams, R. M., *The New Economics of Richard Nixon: Freeze, Floats, and Fiscal Policy*, Canfield Press, 1972, Appendix A.

3) 詳しくは、*Economic Report of the President*, January 1972, pp. 85-90, *Economic Report of the President*, January 1973, pp. 54-56, pp. 143-153, 『調査月報』（大蔵省大臣官房調査企画課）、昭和46年11月、pp. 1-9、および『海外経済月報』（経済企画庁調査局海外調査課）、昭和47年1月号、pp. 67-76を参照されたい。

4) Cf. 『海外経済月報』（経済企画庁調査局海外調査課）、昭和47年1月号、pp. 77-79.

5) 詳細については、『海外経済月報』（経済企画庁調査局海外調査課）、昭和47年1月号、pp. 79-96を参照されたい。

とを条件にして自主的規制計画を作成・実施するように求められていた。これをうけて配当に関しては、1972年に支払われる普通株の現金配当は、株式分割、株式配当を考慮に入れた一株あたりの総年間支払いが、1969、70、71年に終る企業の会計年度のいずれかの最高の配当支払いの4%を越えてはならないという基準が設定された。

第3段階においては、食料品その他の一定分野を除いて、賃金・物価の法的規制が大幅に緩和され、企業と労働者の自主規制に任されることになり、その行動につき事前承認を受ける必要がなくなった。しかしながら企業と労働者の行動が一般的規制基準（第2段階と同じガイドラインが設定された）と適度に一致しているかどうかを検証するために、つぎのような手続きがとられることになった。

まず価格変化に関しては、食料品・医療関係の企業（第2段階の統制方法が適用された）および例外を除き、(イ)年間売上げ高5,000万ドル以上のすべての企業は、利潤マージンの変化および価格変更をつねに記録し、これらの記録を要求に応じて提示する義務をもつものとされ、(ロ)年間売上げ高25,000万ドル以上のすべての企業は、価格変更のすべてと利潤マージンに関して、四半期毎に生計費委員会に報告しなければならないとされた。

つぎに賃金変化に関しても、食料品・医療・建設関係（第2段階の統制方法が適用された）および例外を除き、(イ)従業員1,000人以上のすべての事業所等は、賃金率変化の記録を保持しなければならないと、要求に応じてこれらの記録を提示する義務をもち、(ロ)従業員5,000人以上のすべての事業所等は、賃金率変化の報告を生計費委員会に提出しなければならないとされた。

このような賃金・物価の統制方法の変更に加えて、第3段階においては、統制機構にも若干の変更がみられる。すなわち、物価委員会、賃金委員会が廃止され、その代わりに生計費委員会のなかに物価部および賃金部が設けられることになった。また生計費委員会のなかには、賃金統制基準について助言する労使諮問委員会や、食料品および医療に関する専門委員会も設置された。<sup>6)</sup>

さらに第3段階では、賃金・物価規制の大幅緩和にともない、インフレが再燃することになり、政府は、石油製品の値上げに対する規制強化、食肉に対する上限価格の設定など、第3段階の自主規制をなし崩し的に問題業種ごとの選択的統制に切り替えた<sup>7)</sup>。そして「経済安定法」による賃金・物価規制権限の1年間延長が本決まりになったことから、大企業の価格引上げについて、事前審査制が復活され、第3段階の規制はさらに強化された<sup>8)</sup>。

## 2 賃金・物価規制の有効性

第3.5段階以降の賃金・物価統制の実施方法・有効性・問題点をみるまえに、第1段階から第3段階までの賃金・物価の規制が、賃金・物価の推移にいかなる影響を与えたか、その有効性についてここで検討しておく。もとより賃金・物価は、賃金・物価規制策以外にも、経済の一般的状況、財政・金融政策などの他の諸政策によっても影響を受けるから、純粋に各段階の賃金・物価規制策だけによる効果を抽出することはできない。しかし各段階における賃金・物価の規制程度を考慮し、各段階の賃金・物価上昇率を前段階のそれと比較することによってある程度判断することは可能であろう。

第1図は、総合消費者物価・卸売物価指数の推移を、第2図は、消費者物価の総合指数・特殊分類別指数の推移を、第3図は、卸売物価指数の総合指数・産業別指数の推移を、第4図は、非農業および産業別の賃金指数の推移を、それぞれ1971年1月から1974年8月までたどったものである。

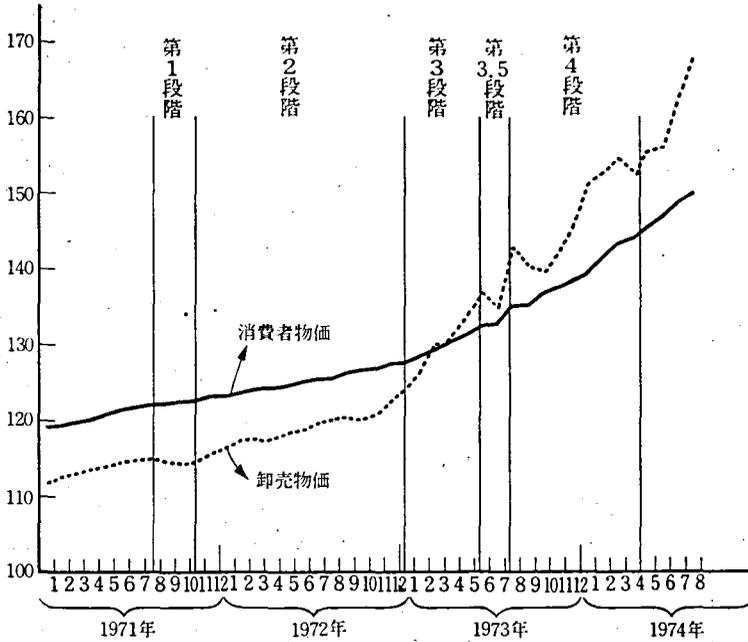
まず第1段階の賃金・物価凍結の影響をみよう。第1図によると、第1段階には、消費者物価、卸売物価がともに凍結前より上昇率を低めていることがわかる。とくに卸売物価は、第1段階において下落していることは注目に値する。これらの減速傾向のうち、消費者物価の上昇率の減速は、

6) Cf. 「アメリカの賃金・物価規制の第3段階」、『調査月報』（大蔵省大臣官房調査企画課），昭和48年2月。

7) Cf. *Economic Report of the President*, February 1974, pp. 94-96, および『調査月報』（大蔵省大臣官房調査企画課），昭和48年4月, pp. 29-31.

8) Cf. 『調査月報』（大蔵省大臣官房調査企画課），昭和48年4月, p. 40.

第1図 消費者物価・卸売物価指数の推移 (1967年=100)



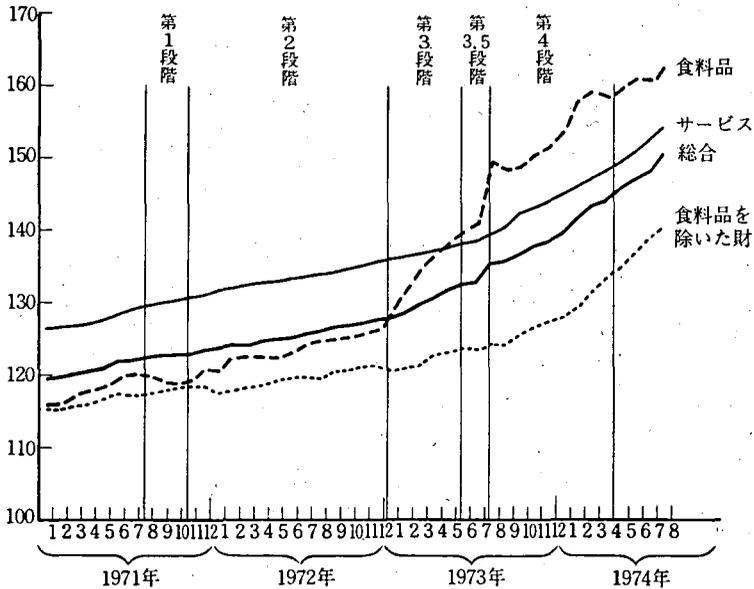
(資料) U.S. Department of Commerce, *Survey of Current Business*.

第2図によると主として食料品価格の下落によってもたらされたことがわかる。卸売物価の下落は、第3図によると、やはり農産物価格の下落が主たる原因であるが、工業製品の価格指数も、はっきりとした低下傾向をみせ、総合卸売物価指数の下落に寄与しているといえる。

第4図によると、非農業の賃金指数の上昇率は、第1段階において凍結前より顕著な減速傾向を示していない。しかし第1段階だけに限ってみると上昇率の減速傾向がみられるし、産業別にみた場合にも鉱業、運輸・公益事業および金融・保険・不動産業で凍結による抑制効果が認められる。また凍結解除後に賃金が急上昇していることから、賃金凍結策も一応の成果をあげたのではないかと考えられる。

以上のような統計的資料からの推論によると、賃金・物価の凍結は、賃金・物価の動きにある程度の不連続性をもたらし、上昇抑制的な効果を示

第2図 消費者物価指数の推移 (1967年=100)

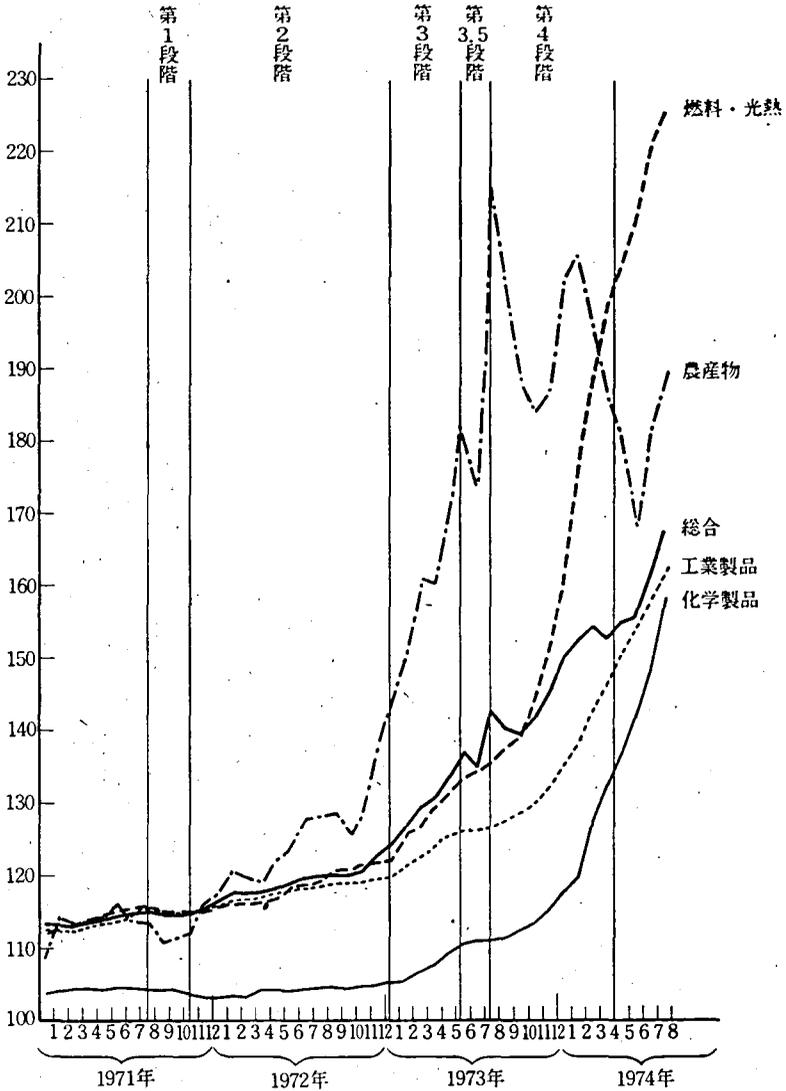


(資料) U.S. Department of Commerce, *Survey of Current Business*.

したのではないかと判断される。

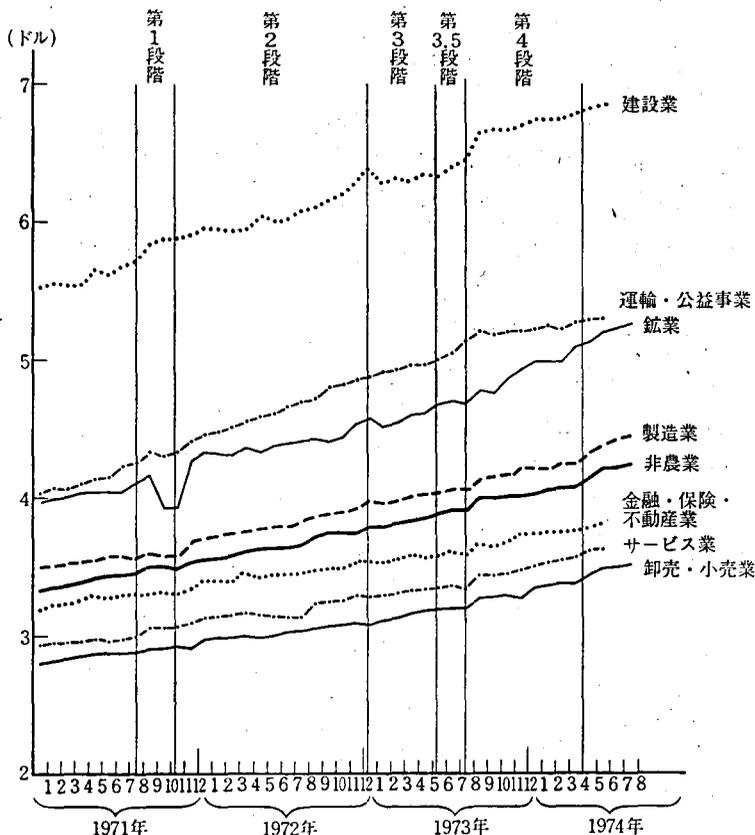
つぎに第2段階の賃金・物価規制策の影響をみよう。第1図、第4図から明らかなように、凍結解除直後に、賃金・物価は概して急上昇をみせたが、その後しばらく落ち着いた推移を示した。しかし物価上昇の推移の落ち着きは長続きせず、第1図から明らかなように、消費者物価・卸売物価の総合指数は、春の終り頃からまた上昇率の加速を始めた。第2図によると消費者物価上昇率の加速は、食料品価格の急騰によるものであることがわかる。さらに食料品を除いた財の価格上昇率も加速傾向をみせている。第3図によると卸売物価上昇率の加速も、農産物価格の高騰と工業製品価格の上昇率の加速によるものであることがわかる。工業製品の価格上昇は、新経済政策で採用された国内景気振興策が、第2段階においても引き続き採用されたことにより、経済の拡大テンポが速まったことによるものである。このような経済拡大にもかかわらず工業製品価格の上昇加速

第3図 卸売物価指数の推移 (1967年=100)



(資料) U.S. Department of Commerce, Survey of Current Business.

第4図 賃金指数\*の推移



(資料) U.S. Department of Labor, *Employment and Earnings*.

\* 一時間あたりの平均粗収入

がわずかに止まったのは、第2段階の統制が有効に働いていたためと思われる。

第1図において卸売物価上昇率が8月から10月にかけて減速しているが、これは第3図から明らかのように、食料品の値上がりに対して6月下旬からとられた政府の政策の影響で農産物価格が値下がり傾向を見せたことによるものであるが、同時にこの期間に、ニクソン大統領のインフレ抑制には需要の爆発的増加を避けるべきだとの主張を反映して財政支出の増

大が差しひかえられたことも大きく影響しているものと思われる。

ところで賃金指数は、第2段階において前述したように凍結解除直後に急騰したが、その後72年8月頃まで穏やかな上昇率にとどまった。しかし8月以降各産業の賃金上昇率は、1972年の下半期に失業率が5.5%を下回るにおよんだことに対応するように加速を始めている(第4図参照)。

以上の観察結果から、第2段階の賃金・物価統制が実施されていても、拡張的な財政金融政策により経済拡大テンポが急速になるときは、賃金・物価上昇が加速していることがわかる。しかし第2段階を通じての賃金・物価の平均的な動向に注目すれば、第2段階の賃金・物価統制は有効に作用したものと判断できる。なぜならば、まず第一に、消費者物価の上昇は第2段階において凍結前よりかなり鈍化しているからである。しかも第2段階において値上がりの激しかった食料品を、第2段階の最初に未加工農産物が価格規制対象品目から除外されていたことを考慮して除いて「食料品を除いた財」でみると、消費者物価の上昇鈍化の傾向は一層顕著になるからである。第二に、卸売物価は、総合指数でみると、第2段階において凍結前より上昇加速しているが、これは農産物の異常な高騰を反映したものであり、工業製品だけについてみると、騰勢傾向が若干鈍化しているといえるからである。第三に、賃金指数も第2段階において凍結前より上昇傾向が若干の鈍化を示しているからである。

最後に第3段階の賃金・物価規制策の影響をみよう。第1図から明らかなように、強制的統制から自主規制に移行するやいなや消費者物価・卸売物価は上昇速度を加速させている。とくに、卸売物価の急上昇が顕著である。これら両物価の上昇加速は、第2図、第3図から明らかなように、ともに食料品ないし農産物価格の高騰に加えて、それまで比較的落ち着いた推移を示していた工業製品価格が景気拡大による需要増加を背景に値上げのテンポを速めたことによるものであることがわかる。

食料品価格の高騰が消費者物価・卸売物価の高騰原因になっているということから、政府は食肉に上限価格を設定し、さらに食品関係業種における賃金引上げを事前承認制にするなどの規制措置をとった。こうした措置

により食料品ないし農産物価格の上昇はやゝ落ち着きを見せたものの、消費者物価・卸売物価の上昇を一時的に減速させるだけの効果しかもっていないかった。

工業製品価格の上昇加速化に対しては、石油製品値上げの規制が強化されたり、大企業の価格引上げの事前審査制が復活し、第3段階の規制を強化する措置がとられたが、その効果は、われわれの図表からは読みとることはできない。

1973年には多くの労働協約改訂交渉が行なわれ、しかも強力かつ戦闘的な組合の交渉がひしめいているということから、第3段階の弾力的な賃金ガイドラインは、おしつぶされるのではないかと心配された。しかしながら1973年に入って実際に行なわれた交渉は穏やかなものが多く、賃上げ幅も控え目にとどまる傾向がみられた。こうした状況を反映して第4図においても、第3段階の賃金指数は、第2段階のそれよりも上昇加速を始めたものは見い出せない。このように賃上げ幅が無難な範囲に収まったのは、賃金規制そのものの有効性によるものではなく、世論の組合への有形・無形の圧力により賃金ガイドラインが有効に作用したためと考えられる。さらに、生計費エスカレーター条項を採用する企業が増え、労働者が消費者物価の上昇から救済される範囲が多少とも拡大されているといった理由が考えられる。

以上のような経緯から、政府自らが第3段階の賃金・物価規制は失敗であったことを認めるにいたった。ところで賃金指数は予想外に安定的な推移を示していることから、第3段階の規制の失敗は、もっぱら物価規制に原因が求められるべきであるが、物価規制策そのものよりも、インフレが1972年末からディマンド・プル・インフレに性格をかえ、この傾向がさらに続くと思われたのにもかかわらず、需要管理政策、とくに財政政策が十分に活用されなかったところに原因が求められるべきであろう。第3段階の実験は、所得政策が、インフレ対策として、正統的な財政金融政策の補完的手段にすぎないということを改めて認識させる好例になっている。

### Ⅲ. 第3.5段階の賃金・物価規制

#### 1 物価再凍結の背景

第1, 2段階の成功に自信を得て, 第3段階においては賃金・物価規制が強制的統制から自主規制に切りかえられるとともに, 連邦政府支出の抑制ならびに金融引締め政策, および食料供給の増大をめざす特別措置の効果により, 第3段階も第2段階に引き続いてインフレ率と失業率が低下すると, 政府は楽観的な予測をしていた。<sup>9)</sup>

また民間でも, 賃金・物価統制の第2段階から第3段階への移行は, 自由経済への復帰を目指すものとして当初好評であったが, 産業界が, これを一様に統制の大幅緩和と受け取り, 景気拡大による需要増加を背景に価格の大幅引上げをめざしたため, 激しいインフレに見舞われることになった。

とくに1973年初めの異常な肉の値上がりから, 肉の不買運動が起こるなど, 国民の反発が強まったので, 政府は3月29日, 肉の上限価格を設定し, 第2段階と同様の規制を食肉に対して実施した。また食料品価格の高騰が物価高騰の原因になっているということから, 食肉価格制限に加えて, 政府は, 食品関係業種における賃金引上げをすべて生計費委員会の事前承認を必要とするものとし, さらに物価上昇の著しい食料品の輸入関税および数量割当を引き下げたり, あるいは停止する権限を議会に要請した。

第2段階において比較的安定していた食料品以外の製品の価格指数も, 第3段階における物価統制の緩和にともない, 景気拡大による需要増加を背景にして, 上昇速度を加速した。そこでまず生計費委員会は石油価格の上昇を重視し, 2月に公聴会を開いて対策を協議し, 3月6日に石油産業に対する新しい規制措置を発表した。ついで4月30日に「経済安定法」による賃金・物価規制権限の1年間延長が決定したことから, ニクソン大統領は, 5月2日, 大企業の価格引上げについて, 事前審査制を復活し, 第3段階の規制を強化する措置をとると発表した。

9) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 6.

第 1 表 連邦財政収支・貨幣供給の推移（季節調整済み，年率）

（単位：10億ドル）

| 年次・四半期 | 連 邦 財 政 収 支 |       |       | 貨 幣 供 給        |                |
|--------|-------------|-------|-------|----------------|----------------|
|        | 収 入         | 支 出   | 余 剰   | M <sub>1</sub> | M <sub>2</sub> |
| 1968 I | 164.8       | 174.5 | -9.8  | 188.6( 5.2)    | 353.8( 6.9)    |
| II     | 169.8       | 181.0 | -11.2 | 192.2( 7.6)    | 360.6( 7.7)    |
| III    | 180.0       | 183.9 | -3.9  | 196.2( 8.3)    | 368.6( 8.9)    |
| IV     | 185.6       | 186.7 | -1.1  | 200.1( 8.0)    | 378.9(11.2)    |
| 1969 I | 195.6       | 186.1 | 9.5   | 203.8( 7.4)    | 386.5( 8.0)    |
| II     | 199.7       | 187.6 | 12.0  | 206.2( 4.7)    | 390.6( 4.2)    |
| III    | 196.5       | 189.9 | 6.7   | 207.4( 2.3)    | 390.7( 0.1)    |
| IV     | 197.5       | 193.2 | 4.3   | 208.5( 2.1)    | 391.8( 1.1)    |
| 1970 I | 192.8       | 195.4 | -2.6  | 210.7( 4.2)    | 393.6( 1.8)    |
| II     | 194.8       | 206.7 | -11.9 | 214.2( 6.6)    | 401.1( 7.6)    |
| III    | 191.2       | 205.1 | -13.8 | 217.4( 6.0)    | 411.5(10.4)    |
| IV     | 189.3       | 208.6 | -19.3 | 220.5( 5.7)    | 422.0(10.2)    |
| 1971 I | 194.2       | 212.1 | -18.0 | 224.0( 6.4)    | 436.4(13.6)    |
| II     | 197.0       | 220.3 | -23.4 | 230.1(10.9)    | 452.4(14.7)    |
| III    | 199.3       | 221.9 | -22.7 | 233.8( 6.4)    | 461.2( 7.8)    |
| IV     | 203.4       | 226.9 | -23.5 | 235.0( 2.0)    | 469.7( 7.4)    |
| 1972 I | 220.9       | 235.8 | -14.9 | 238.1( 5.3)    | 482.6(11.0)    |
| II     | 224.1       | 243.7 | -19.6 | 243.0( 8.2)    | 494.4( 9.8)    |
| III    | 228.4       | 238.2 | -9.8  | 248.0( 8.2)    | 507.8(10.8)    |
| IV     | 235.6       | 261.2 | -25.6 | 253.2( 8.4)    | 520.7(10.2)    |
| 1973 I | 249.1       | 260.2 | -11.2 | 257.6( 7.0)    | 532.2( 8.8)    |
| II     | 255.0       | 262.4 | -7.4  | 262.4( 7.4)    | 543.8( 8.7)    |
| III    | 261.8       | 263.4 | -1.7  | 266.1( 5.6)    | 554.7( 8.0)    |
| IV     | 268.3       | 270.6 | -2.3  | 269.1( 4.5)    | 567.1( 9.0)    |
| 1974 I | 279.4       | 281.0 | -1.5  | 273.0( 5.8)    | 580.4( 9.4)    |
| II     | 290.3       | 291.6 | -1.3  | 278.0( 7.3)    | 591.9( 7.9)    |

（資料）連邦財政収支は，U. S. Department of Commerce, *Survey of Current Business*, July 1972, July 1974, および September 1974による。貨幣供給は “Revision of the Money Stock Measures and Member Bank Deposits,” *Federal Reserve Bulletin*, February 1974, および *Federal Reserve Bulletin*, October 1974 の付属統計表により算出した。

（注）括弧内の数値は，対前期変化率（年率，単位：％）を示す。

第 2 表 物価・GNPの対前期変化率（年率）

（単位：％）

| 年次・四半期 | 消費者物価 | 卸売物価 | GNPデフ<br>レーター | G N P |         |      |
|--------|-------|------|---------------|-------|---------|------|
|        |       |      |               | 時 価   | 1958年価格 |      |
| 1968   | I     | 4.1  | 5.3           | 3.4   | 8.9     | 5.3  |
|        | II    | 4.7  | 2.7           | 4.0   | 11.2    | 7.3  |
|        | III   | 5.0  | 3.1           | 4.2   | 8.3     | 4.0  |
|        | IV    | 4.6  | 0.8           | 4.5   | 6.8     | 2.3  |
| 1969   | I     | 4.9  | 6.2           | 3.9   | 7.5     | 3.3  |
|        | II    | 6.7  | 5.3           | 5.4   | 7.3     | 1.9  |
|        | III   | 5.8  | 2.6           | 6.0   | 7.9     | 1.9  |
|        | IV    | 5.4  | 4.1           | 5.6   | 3.1     | -2.2 |
| 1970   | I     | 6.0  | 5.9           | 6.1   | 4.0     | -2.2 |
|        | II    | 6.3  | 1.8           | 4.5   | 5.0     | 0.5  |
|        | III   | 4.5  | 2.5           | 4.2   | 6.9     | 2.8  |
|        | IV    | 5.4  | 0.7           | 6.2   | 1.8     | -4.3 |
| 1971   | I     | 3.0  | 5.4           | 4.6   | 14.5    | 9.8  |
|        | II    | 4.3  | 4.6           | 4.6   | 7.6     | 2.8  |
|        | III   | 4.0  | 3.2           | 2.6   | 5.4     | 2.8  |
|        | IV    | 2.3  | 0.0           | 2.0   | 8.2     | 6.4  |
| 1972   | I     | 3.2  | 8.0           | 5.3   | 11.8    | 6.2  |
|        | II    | 3.2  | 4.1           | 1.9   | 10.0    | 8.2  |
|        | III   | 3.5  | 5.7           | 3.3   | 9.2     | 5.8  |
|        | IV    | 3.5  | 4.3           | 4.1   | 12.1    | 8.1  |
| 1973   | I     | 5.6  | 19.1          | 7.6   | 14.7    | 9.1  |
|        | II    | 8.7  | 20.8          | 6.9   | 9.3     | 2.2  |
|        | III   | 8.8  | 17.1          | 8.1   | 9.7     | 1.6  |
|        | IV    | 9.5  | 8.3           | 8.2   | 10.7    | 2.3  |
| 1974   | I     | 11.0 | 29.0          | 11.8  | 4.4     | -7.2 |
|        | II    | 11.9 | 5.2           | 9.0   | 7.4     | -1.6 |

（資料）U. S. Department of Commerce, *Survey of Current Business*.

以上のような賃金・物価規制策の修正をもたらしたのは、第1表から明らかのように、1972年第Ⅰ四半期以降の連邦財政収支余剰の大幅赤字ならびに貨幣供給率の増大によって景気の拡大化傾向が定着し、1972年末からインフレが概してディマンド・プル・インフレに性格をかえ、この傾向がさらに続くと予想されたのにもかかわらず、それに対処するための政策が

十分にとられていなかったためと考えられる。

もともと、1973年第Ⅰ四半期の実質成長率が年率で9.1%という高成長を示した(第2表参照)のにもない、経済の過熱兆候がはっきりしてきたので、第1表から明らかなように1973年に入るとまず財政面では完全雇用指向型の拡大予算から、インフレ抑制型の緊縮予算に変更された。しかしインフレ抑制型の緊縮予算といっても、それは増税をしないで連邦支出を抑制することによって赤字幅を縮小するだけの赤字予算であったため、財政面からのインフレ抑制効果はあまり期待できなかった。つぎに金融面では、FRBが貨幣供給の増大率を引き下げた。さらにFRBは、1972年には一度も変更しなかった割引率を1973年になって1月半ば、2月末と2回にわたって引き上げ、金融引締め策をとる姿勢を明らかにした。こうした割引率の引上げにもかかわらず、景気の過熱が改善されないばかりか、短期金利の上昇、銀行信用の膨張が続き、一般物価水準も急上昇を続けていたため、FRBはさらに4月、5月、6月と3回にわたって割引率を引き上げ、戦後最高の6.5%という異常高水準となった。FRBが戦後の最高水準になることも辞せず割引率の引上げに踏み切ったことは、金融政策当局がインフレ抑制に並々ならぬ努力を払っている証拠と受けとれる。しかしこうした金融引締め政策によるインフレ抑制効果には、1969年においてすでに経験ずみのように多くを望むことは無理であろう。<sup>10)</sup>

ともあれこうした第3段階の諸政策がとられているのにもかかわらず、第1図から明らかなように5月の卸売物価が大幅な高騰を示したため、ニクソン政権の第3段階のインフレ抑制策は全く働いていないという声が強くなり、また議会においても民主党だけでなく共和党内にも賃金・物価の統制強化を必要とするという声が広がって来た。こうした国内の政治情勢からも、シュルツ財務長官やスタインCEA委員長らが主張して来た景気のスロー・ダウンでインフレは次第におさまるという静観の構えを続ける

10) Cf. Cagan, P., "Controls and Monetary Policy, 1969-1973," in Cagan, P. and others, *A New Look at Inflation: Economic Policy in the Early 1970s*, American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1973.

ことがむずかしくなってきたため、物価再凍結に踏みきったものと考えられる。第3.5段階において賃金が凍結されなかったのは、前述したように第3段階において賃上げ幅がほぼ賃金ガイドラインに沿う概して良好な推移をみせたためと考えられる。

## 2 第3.5段階の概要<sup>11)</sup>

ニクソン大統領は、6月13日、全米向けラジオ・テレビ放送でつぎのような新インフレ対策を発表した。

① 6月13日から60日間を限度として、未加工農産物、利子・配当および家賃を除くほぼすべての物価を6月1～8日の水準以下に凍結する。

② 飼料雑穀、穀物など主要農産物の輸出を規制する権限を大統領に与える。

③ 賃金、利子・配当には現行の規制方法を継続する。

④ 食肉、合板など不足物資に対する輸入関税引下げ権限を議会で要請する。

⑤ 生計費委員会にガソリンの小売価格を安定させるための措置を作成するように指示する。

⑥ 内国歳入庁は、73年1月の最高価格から1.5%以上価格を引き上げた会社の会計検査を直ちに実施する。この結果、正当化されない価格引上げは、撤回を命じられる。

⑦ この凍結期間を利用して、凍結解除後の新しい、より効果的な規制の仕組みをつくり、実施する。第4段階では第3段階よりも基準を厳しくし、強制実施手続を多くする方針である。

1971年8月の第1段階から始まり、1973年1月の第3段階入りまで徐々に緩和されてきたニクソン政権の直接統制的な物価抑制策は、第3.5段階で再び元の厳しい方向へ逆もどりした感がある。

第3.5段階の物価再凍結は、それが凍結解除後の規制策を考えるための

11) Cf. 「アメリカの賃金・物価規制—第3.5段階から第4段階へ—」、『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課)、昭和48年9月、および *Business Week*, June 16, 1973, pp. 22-23.

第 3 表 需給関連指標の推移 (季節調整済み)

| 年次・四半期 | 個人消費支出<br>(年率, 1958年)<br>(価格<br>単位: 10億ドル) | 民間国内総投資<br>(年率, 1958年)<br>(価格<br>単位: 10億ドル) | 製造業<br>新規設備投資<br>(年<br>率)<br>単位: 10億ドル | 製造業<br>設備稼動率<br>単位: % | 失業率<br>単位: % |
|--------|--|---|--|-----------------------|--------------|
| 1968 I | 444.6( 9.5)                                | 101.6(-13.3)                                | 28.02( 7.4)                            | 87.9                  | 3.6          |
| II     | 448.4( 3.4)                                | 106.8( 20.4)                                | 27.84(- 2.6)                           | 88.1                  | 3.6          |
| III    | 457.7( 8.3)                                | 104.9(- 7.1)                                | 28.86( 14.6)                           | 87.6                  | 3.6          |
| IV     | 460.2( 2.2)                                | 107.7( 10.6)                                | 28.70(- 2.2)                           | 87.2                  | 3.4          |
| 1969 I | 465.5( 4.6)                                | 109.7( 7.4)                                 | 29.99( 18.0)                           | 87.7                  | 3.3          |
| II     | 469.3( 3.3)                                | 110.8( 4.0)                                 | 31.16( 15.6)                           | 87.1                  | 3.5          |
| III    | 469.5( 0.2)                                | 114.0( 11.6)                                | 33.05( 24.2)                           | 86.9                  | 3.6          |
| IV     | 472.2( 2.3)                                | 107.4(-23.2)                                | 32.39(- 0.8)                           | 84.3                  | 3.6          |
| 1970 I | 474.3( 1.8)                                | 102.6(-17.9)                                | 32.44( 0.6)                            | 80.8                  | 4.2          |
| II     | 477.5( 2.7)                                | 103.5( 3.5)                                 | 32.43(- 0.2)                           | 79.8                  | 4.8          |
| III    | 480.9( 2.8)                                | 105.4( 7.3)                                 | 32.15(- 3.5)                           | 78.3                  | 5.2          |
| IV     | 477.5(-2.8)                                | 102.1(-12.5)                                | 30.98(-14.6)                           | 74.2                  | 5.9          |
| 1971 I | 490.1( 10.6)                               | 107.9( 22.7)                                | 30.46(- 6.7)                           | 75.0                  | 6.0          |
| II     | 493.8( 3.0)                                | 111.8( 14.4)                                | 30.12(- 4.5)                           | 75.6                  | 6.0          |
| III    | 497.7( 3.2)                                | 109.9(- 6.8)                                | 29.19(-12.4)                           | 74.7                  | 6.0          |
| IV     | 504.1( 5.2)                                | 114.8( 17.8)                                | 30.35( 15.9)                           | 74.6                  | 5.9          |
| 1972 I | 512.8( 6.9)                                | 119.4( 16.0)                                | 30.09(- 3.4)                           | 75.6                  | 5.8          |
| II     | 523.2( 8.1)                                | 123.2( 12.7)                                | 30.37( 3.7)                            | 77.9                  | 5.8          |
| III    | 531.2( 6.1)                                | 126.6( 11.0)                                | 30.98( 8.0)                            | 79.4                  | 5.5          |
| IV     | 542.2( 8.3)                                | 130.9( 13.6)                                | 33.64( 34.3)                           | 81.5                  | 5.3          |
| 1973 I | 552.9( 7.9)                                | 134.4( 10.7)                                | 35.51( 22.2)                           | 82.8 <sup>P</sup>     | 5.0          |
| II     | 553.7( 0.6)                                | 136.3( 5.6)                                 | 36.58( 12.1)                           | 83.3 <sup>P</sup>     | 4.9          |
| III    | 555.4( 1.2)                                | 135.8(- 1.5)                                | 38.81( 24.4)                           | 83.3 <sup>P</sup>     | 4.7          |
| IV     | 546.3(-6.6)                                | 145.8( 29.4)                                | 40.61( 18.6)                           | 82.6 <sup>P</sup>     | 4.7          |
| 1974 I | 539.7(-4.8)                                | 133.3(-34.3)                                | 42.96( 23.2)                           | —                     | 5.2          |
| II     | 542.7( 2.2)                                | 130.3(- 9.0)                                | 45.32( 22.0)                           | —                     | 5.1          |

(資料) 個人消費支出, 民間国内総投資は U. S. Department of Commerce, *Survey of Current Business* による。製造業新規設備投資は *Economic Report of the President, 1970, 1973* および 1974 によったが, 1973 年第Ⅲ四半期以降は *Survey of Current Business, September 1974* で追補した。製造業設備稼動率は *Economic Report of the President, 1970, 1973* および 1974, 失業率は U. S. Department of Labor, *Employment and Earnings* による。

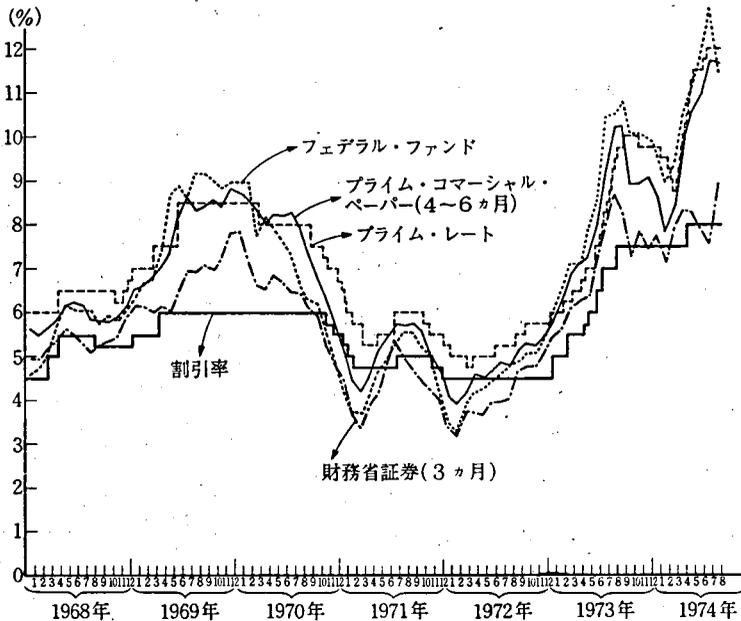
(注) P は暫定的な数値であることを示す。括弧内の数値は, 対前期変化率(年率, 単位: %) を示す。

短期間のものであると宣言されていたこと、およびそれに先だって国際収支危機、急激なインフレがみられ、一般大衆からより強力なインフレ抑制政策がとられるべきだとの声が強まっていたことなど、第1段階の凍結のときの状況によく似ている。しかし第1段階が発表されたときには、景気が停滞していわゆるトリレンマに悩まされていたのに対し、第3.5段階においては景気が下降局面にあったが、失業率が5%を割り、製造業設備稼働率は80%を上まわる状況にあった（第3表参照）点で両者は若干様相を異にしている。

### 3 第3.5段階の財政金融政策

F R Bは、第3.5段階入りの直前の6月8日に割引率を6.5%と52年ぶりの高水準に引き上げたが、さらに6月29日、割引率を史上最高の7%の水準にまで引き上げ、要求払い預金に対する預金準備率も0.5%引き上げると発表した。今回の割引率の引上げは、年初からすでに6回目のもので

第5図 短期利子率（年率）の推移



(資料) Federal Reserve Bulletin.

あり（第5図参照）、アメリカの割引率の歴史において、第2次大戦後ではこれに匹敵する高金利はなく、第1次大戦直後の1920年から21年にかけて、今回と同じ水準の7%の割引率を採用した経験があるだけである。一方、預金準備率の引上げは、年初から2回目のもので、要求払い預金200万ドル以下は8%で据えおきたが、それ以上については各段階とも一律0.5%ずつ引き上げられた。<sup>12)</sup>

第2段階から第3段階への移行が総需要調整政策が不十分であったことから失敗に帰した経験を生かして、第3.5段階では、物価の直接統制策がとられているにもかかわらず、1973年第Ⅲ四半期に政府は連邦財政収支の赤字の縮小につとめるとともに、FRBは貨幣供給の増大率を低下させ（第1表参照）、かつ上述のような金利政策によって金融引締め政策を強化する措置をとっている。したがって第3.5段階は、物価直接統制策と財政金融政策による総需要抑制政策の両面からインフレ抑制に立ち向かう態度が明らかにされたとみるべきであろう。

#### 4 第3.5段階の規制の影響と問題点

ニクソン大統領が発表した物価凍結令の結果、鉄鋼、石油、新聞の各業界で、すでに発表していた値上げを撤回するという動きがみられた。第3段階の修正が間近であるとの声にあおられるようにつけ込み値上げを発表し、実施していた米産業界はほとんどが凍結令にひっかけられることとなった。

こうした情勢を反映して、第1図にみられるように、消費者物価、卸売物価はともに6月から7月にかけて上昇率を減速させている。とくに卸売物価は、この間顕著に下落している。第3図によると、6月から7月にかけての卸売物価の低下は、農産物価格の下落と工業製品価格の上昇率の鈍化によってもたらされたものであることがわかる。工業製品の価格上昇の減速傾向は、第4表によって、物価が再凍結されていた1973年6月から8月までの2カ月間の価格上昇率と、第3段階の最後の2カ月間におけるそ

12) Cf. Board of Governors of the Federal Reserve System, *60th Annual Report*, 1973, pp. 94-95.

第 4 表 物価・賃金指数の

|           | 前段階 | 第 1 段階                      |                              | 第 2 段階                       |                             |                             |                              |                              |      |
|-----------|-----|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|------|
|           |     | 1971年<br>5月～<br>1971年<br>8月 | 1971年<br>8月～<br>1971年<br>11月 | 1971年<br>11月～<br>1972年<br>2月 | 1972年<br>2月～<br>1972年<br>5月 | 1972年<br>5月～<br>1972年<br>8月 | 1972年<br>8月～<br>1972年<br>11月 | 1972年<br>11月～<br>1973年<br>1月 |      |
|           |     | 消費者物価指数                     | 数                            | 4.3                          | 1.6                         | 3.9                         | 2.9                          | 3.2                          | 3.8  |
| 総         | 数   | 6.1                         | 3.4                          | 10.7                         | 0.3                         | 7.5                         | 2.6                          | 15.3                         |      |
| 食         | 魚   | 10.0                        | 2.0                          | 2.8                          | 4.8                         | 19.2                        | 2.1                          | 20.9                         |      |
| 肉         | 野菜  | 7.2                         | 18.8                         | 20.7                         | 0.0                         | 13.5                        | 5.0                          | 19.0                         |      |
| 果実        | 野   | 6.2                         | 4.1                          | 3.8                          | 2.8                         | 4.3                         | 2.8                          | 2.7                          |      |
| 住         | 居   | 3.8                         | 2.8                          | 4.1                          | 2.7                         | 3.4                         | 3.0                          | 4.9                          |      |
| 家賃        | 地   | 6.6                         | 1.7                          | 8.6                          | 2.7                         | 0.0                         | 5.3                          | 5.4                          |      |
| 燃料・ガス・電   | 気   | 4.0                         | 9.7                          | 9.6                          | 6.0                         | 5.6                         | 13.9                         | 9.6                          |      |
| 衣         | 料   | 1.7                         | 1.7                          | 1.7                          | 4.0                         | 3.3                         | 3.0                          | 2.0                          |      |
| 交         | 通   | 4.9                         | 1.9                          | 3.2                          | 3.5                         | 2.2                         | 2.8                          | 1.9                          |      |
| 保         | 薬   | 5.9                         | 1.0                          | 4.0                          | 3.0                         | 2.7                         | 3.6                          | 3.5                          |      |
| 医         | 療   |                             |                              |                              |                             |                             |                              |                              |      |
| 卸売物価指数    | 数   | 3.8                         | 1.4                          | 9.8                          | 3.0                         | 5.7                         | 2.6                          | 18.8                         |      |
| 総         | 物   | 2.8                         | 3.6                          | 30.3                         | 5.0                         | 19.6                        | 1.8                          | 71.7                         |      |
| 農         | 産   | 3.1                         | 3.5                          | 15.4                         | 0.7                         | 8.1                         | 6.9                          | 45.3                         |      |
| 加工食品・飼    | 料   | 4.9                         | 0.7                          | 5.6                          | 3.8                         | 3.1                         | 2.0                          | 4.6                          |      |
| 工         | 業   | 0.0                         | 1.9                          | 1.2                          | 3.5                         | 0.0                         | 1.2                          | 2.3                          |      |
| 化学製       | 品   | 2.1                         | 0.4                          | 4.9                          | 4.8                         | 7.5                         | 5.4                          | 4.4                          |      |
| 燃料・光      | 熱   | 0.0                         | 2.4                          | 13.9                         | 34.9                        | 15.7                        | 27.9                         | 0.4                          |      |
| 皮革製       | 品   | 31.0                        | 9.8                          | 19.5                         | 14.5                        | 15.1                        | 3.5                          | 6.4                          |      |
| 木材製       | 品   | 2.8                         | 0.7                          | 4.1                          | 2.7                         | 1.3                         | 0.6                          | 2.0                          |      |
| 機械・器      | 具   | 8.8                         | 1.8                          | 5.6                          | 3.2                         | 0.3                         | 1.3                          | 7.2                          |      |
| 金         | 属   | 7.9                         | 0.6                          | 1.9                          | 4.2                         | 2.6                         | 1.9                          | 4.3                          |      |
| 非         | 属   | 2.5                         | 0.0                          | 3.6                          | 5.7                         | 3.2                         | 3.1                          | 4.1                          |      |
| バルブ・紙     | 製   | 4.0                         | 1.1                          | 1.1                          | 1.5                         | 2.6                         | 1.1                          | 1.1                          |      |
| ゴム・プラスチック | 製   | 7.0                         | 0.4                          | 8.0                          | 4.6                         | 2.8                         | 3.5                          | 7.8                          |      |
| 織         | 製   |                             |                              |                              |                             |                             |                              |                              |      |
| 賃         | 金   | 数                           | 4.7                          | 4.6                          | 8.0                         | 6.7                         | 4.4                          | 8.7                          | 4.8  |
| 非         | 農   | 業                           | 6.9                          | 17.5                         | 40.7                        | 0.0                         | 3.7                          | 9.1                          | 17.4 |
| 鉱         | 業   | 業                           | 5.6                          | 9.8                          | 5.4                         | 4.0                         | 1.3                          | 13.2                         | 18.2 |
| 建         | 設   | 業                           | 1.1                          | 3.4                          | 14.5                        | 6.4                         | 2.1                          | 9.4                          | 13.9 |
| 製         | 造   | 業                           | 11.6                         | 6.6                          | 13.9                        | 8.9                         | 11.4                         | 10.2                         | 6.2  |
| 運         | 輸   | 業                           | 0.0                          | 5.6                          | 9.6                         | 1.3                         | 2.6                          | 8.0                          | 7.8  |
| 卸         | 売   | 業                           | 0.0                          | 0.0                          | 12.1                        | 3.5                         | 1.2                          | 5.8                          | 8.6  |
| 金         | 融   | 業                           | 2.7                          | 8.0                          | 9.1                         | 2.5                         | 1.3                          | 14.0                         | 3.7  |
| 融         | 保   | 險                           |                              |                              |                             |                             |                              |                              |      |
| サ         | ビ   | ス                           |                              |                              |                             |                             |                              |                              |      |

(資料) 物価指数は U.S. Department of Commerce, Survey of Current Business の一時間あたりの平均粗収入を採用した。

(注) 1) 1973年6月～1973年7月の上昇率。2) 1973年7月～1973年11月の上昇率。

上昇率の推移(年率)

| 第3段階                        |                             | 第3.5段階                      | 第4段階                         |                              |                             | 後段階                         |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1973年<br>1月～<br>1973年<br>4月 | 1973年<br>4月～<br>1973年<br>6月 | 1973年<br>6月～<br>1973年<br>8月 | 1973年<br>8月～<br>1973年<br>11月 | 1973年<br>11月～<br>1974年<br>2月 | 1974年<br>2月～<br>1974年<br>4月 | 1974年<br>4月～<br>1974年<br>6月 | 1974年<br>6月～<br>1974年<br>8月 |
| 9.4                         | 7.8                         | 12.2                        | 7.4                          | 11.3                         | 10.6                        | 12.9                        | 12.7                        |
| 24.6                        | 14.5                        | 9.5 <sup>1)</sup>           | 19.4 <sup>2)</sup>           | 20.3                         | 3.8                         | 6.4                         | 9.4                         |
| 56.7                        | 4.3                         | 10.0 <sup>1)</sup>          | 18.2 <sup>2)</sup>           | 16.2                         | -33.8                       | -34.0                       | 27.1                        |
| 34.6                        | 41.9                        | 15.8 <sup>1)</sup>          | -19.5 <sup>2)</sup>          | 34.0                         | 27.3                        | 74.0                        | -48.8                       |
| 4.3                         | 5.0                         | 5.8                         | 12.4                         | 11.5                         | 10.9                        | 13.1                        | 14.5                        |
| 4.6                         | 3.9                         | 4.9                         | 4.2                          | 5.4                          | 3.8                         | 4.7                         | 5.1                         |
| 7.5                         | 2.4                         | 3.4                         | 18.4                         | 34.5                         | 14.2                        | 10.2                        | 12.8                        |
| 9.1                         | 4.7                         | -1.4                        | 12.6                         | -0.3                         | 14.7                        | 9.4                         | 10.6                        |
| 5.3                         | 9.8                         | -0.5                        | 4.2                          | 11.1                         | 23.6                        | 28.1                        | 11.5                        |
| 4.4                         | 3.7                         | 2.3                         | 6.4                          | 5.7                          | 8.0                         | 13.6                        | 13.8                        |
| 3.8                         | 3.5                         | 2.6 <sup>1)</sup>           | 7.9 <sup>2)</sup>            | 7.1                          | 9.2                         | 15.7                        | 17.3                        |
| 19.9                        | 27.5                        | 26.3                        | -2.5                         | 30.8                         | 0.0                         | 11.8                        | 45.1                        |
| 45.5                        | 81.1                        | -59.3 <sup>1)</sup>         | 18.5 <sup>2)</sup>           | 47.0                         | -56.6                       | -56.7                       | 73.3                        |
| 22.4                        | 51.5                        | 56.9                        | -34.4                        | 33.7                         | -20.4                       | -6.4                        | 85.0                        |
| 14.0                        | 8.7                         | 3.4                         | 10.7                         | 24.9                         | 36.5                        | 28.6                        | 31.3                        |
| 9.9                         | 15.1                        | 3.2                         | 9.0                          | 23.6                         | 60.4                        | 47.6                        | 65.9                        |
| 22.9                        | 19.5                        | 8.1                         | 26.3                         | 92.4                         | 69.4                        | 38.2                        | 44.2                        |
| 3.0                         | -17.0                       | 8.9                         | 0.0                          | 1.1                          | 8.3                         | 2.5                         | 0.8                         |
| 82.1                        | 3.6                         | -14.1                       | 13.2                         | -1.3                         | 52.5                        | -24.0                       | -26.5                       |
| 6.4                         | 5.5                         | 2.0                         | 4.9                          | 10.3                         | 17.9                        | 29.3                        | 31.0                        |
| 15.6                        | 9.2                         | 5.5                         | 14.4                         | 27.4                         | 53.5                        | 47.6                        | 40.0                        |
| 5.6                         | 5.1                         | -5.0                        | 4.6                          | 32.2                         | 19.4                        | 22.9                        | 20.9                        |
| 13.8                        | 11.0                        | 6.4                         | 14.0                         | 16.6                         | 51.9                        | 12.9                        | 62.6                        |
| 2.2                         | 10.9                        | 2.6                         | 6.0                          | 17.4                         | 48.1                        | 28.7                        | 34.5                        |
| 14.4                        | 14.4                        | 7.3                         | 15.3                         | 16.0                         | 10.2                        | 18.3                        | 2.5                         |
| 6.4                         | 6.2                         | 6.2                         | 9.2                          | 4.0                          | 3.0                         | 19.1                        | 5.7                         |
| 1.8                         | 9.1                         | -2.6                        | 14.5                         | 10.7                         | 12.0                        | 11.8                        | 7.0                         |
| -3.8                        | 3.8                         | 10.4                        | 13.0                         | 4.2                          | 3.5                         | 5.3                         | 18.0                        |
| 4.0                         | 4.5                         | 3.0                         | 9.8                          | 4.8                          | 5.7                         | 18.4                        | 6.8                         |
| 8.2                         | 3.6                         | 15.7                        | 5.5                          | 3.8                          | 2.3                         | 2.3                         | 11.2                        |
| 9.1                         | 5.7                         | 3.8                         | 10.0                         | 8.5                          | 3.6                         | 17.8                        | 3.4                         |
| 6.1                         | 3.6                         | 0.0                         | 13.2                         | 9.3                          | 5.1                         | 8.4                         | 1.6                         |
| 6.4                         | 6.2                         | -6.2                        | 9.2                          | 4.0                          | 4.4                         | 19.1                        | 5.7                         |

による。賃金指数は U. S. Department of Labor, *Employment and Earnings*

れとを比較することによって一層はっきりしよう。ほとんどの工業製品が価格上昇率を低下させている。これに対して、農産物価格は、この期間中、7月18日に凍結を解除されたことから7月から8月にかけて急上昇した（第3図参照）ため、逆に上昇率を加速させることになっているが、工業製品の価格の落ち着きのため、総合卸売物価指数が上昇率を減速させたことが判明する。

消費者物価は、物価が凍結されていた2カ月間とそれ以前の2カ月間を第4表によって比較すると、総合指数でみる限り、物価凍結期間の方が上昇率が高くなっている。これは1973年4月から6月までの農産物の卸売価格の急上昇により、物価凍結期間に食料品の消費者物価が高騰したためである。こうした事情と、第3.5段階において未加工農産物が価格凍結を除外されていたということを考えて、食料品を除いた財の消費者物価の推移をみると、第2図に示されているように第3.5段階において、これらの財貨もやはり落ち着いた動きをみせている。

第3.5段階において賃金は凍結されず、第3段階の自主規制が継続されたが、第4表ないし第4図から明らかなように、運輸・公益事業、建設業で賃金上昇の加速傾向が認められるが、他の産業でははっきりした減速傾向をみせており、このことが第3.5段階の非農業の賃金指数の安定的な推移をもたらしたものと考えられる。

以上のような物価・賃金の推移からみて、第3.5段階の物価・賃金規制は、総需要抑制政策と相まって第3段階のインフレ再燃にストップをかけ、一時的な小康状態を作り出したという点で、一応の成果をあげたと考えられる。しかし第3.5段階の物価・賃金規制に関してつぎのような問題点を指摘することができる。

まず第一に、第3.5段階では、物価のみ凍結され、賃金については自主規制に任されたことから、経済界に規制の不公平を批判する声があがったことである。ニクソン大統領が第3.5段階において賃金を凍結の対象から除外したのは、第3段階において賃金が安定的な推移を示していたからだけでなく、当時賃上げ交渉がヤマ場を迎えているなかで、労働組合の動き

に配慮したためともいわれている。しかしこうした措置にもかかわらず大手労組のニクソン大統領に対する態度は決して好意的なものではなく、むしろ冷たい態度がみられた。これは労組側が、価格凍結で企業側の賃上げ交渉に望む態度が厳しくなるのではないかと心配したためと考えられる。賃金・物価の動きに落ち着きがみられるようになったとはいえ、背後でこのような不公平感や不満がうずまいては、賃金・物価の規制撤廃後に、賃金・物価の爆発的上昇を招く恐れが大きいという点を指摘することができる。

第二の問題点は、物価の凍結方法に関するものである。まず、凍結の時期に関してであるが、第1段階の場合には何らの予告なしに凍結が実施され、経済に劇的な影響を与えることによってインフレーションの持続性に関する期待に変化をもたらすことに成功したといえる。しかし第3.5段階の凍結にあたっては、それまでの状況からある程度凍結策がとられることが予想されたし、それだからこそ多くのかけ込み値上げがみられたわけであるが、こうしたかけ込み値上げがすべて凍結令で撤回されたということは、インフレーションの激化を防止するという意味では正当化されるとしても、企業経営の立場からすると経済界に大きな混乱をひきおこしたという批判はまぬがれないだろう。つぎに第3.5段階では、未加工農産物を除くほとんどすべての物価が凍結された。この点に関連させてつぎの二つの問題点がある。

一つは、凍結の適用範囲があまりに広範囲にわたりすぎたのではないかという点である。なるほど第3段階において、激しいインフレ再燃に直面して政府が第3段階の規制をなし崩し的に問題業種ごとの選択的統制に切り替えざるをえないような立場においこまれたことを考えると、最初からすべての業種を規制する方が効率的とも考えられるが、第1段階、第2段階の賃金・物価統制の経験から明らかのように、統制範囲を広くすればするほど統制のための管理費用が増大することになるので比較較量の問題となる。第3段階の後半の状況からすると、凍結は大幅値上げを予定している分野に限定すべきではなかったかと考えられる。

もう一つは、第3.5段階の物価再凍結は、大豆やとうもろこしなどの未加工の農産物が、凍結の対象から除外されたわけであるが、これは、食肉価格の高騰をおさえるため、飼料になる農産物の生産を刺激し、最終的には食肉の供給をふやして価格を安定させることをねらいとするものだった。しかし実際には、一方で食肉の売値がおさえられているため、農産物価格の上昇が畜産業者の経営を圧迫することになり、採算がとれないとばかりにヒナをつぶしたり、卵の生産をやめたり、はては乳牛を食肉用に売り払ってしまうといった動きが各地に相次ぎ、政府のねらいがウラ目に出てしまった。

#### Ⅳ. 第4段階の賃金・物価規制

##### 1 第4段階の政策発表の経緯

1973年7月になって発表された6月の卸売物価指数は5月に比べて2.3%の上昇を示し、1951年1月以来最も大きい上げ幅を記録した。また農産物価格も同じく7%の上昇で、26年前にこの種の統計がとり始められてからの最高の上昇率を示した。一方、消費ブームは引き続き勢いが強く、6月の自動車売上げは史上最高となった。さらに失業率は6月に4.8%と1970年6月以来3年ぶりに5%の上台を割った。金利水準も、割引率が52年ぶりに7%という史上最高を記録したのに応じて、プライム・レートは8.25%に達した(第5図参照)。このような各種の悪い知らせを前にして、ニクソン政権は、第3.5段階の途中でにわかには第4段階のルール作りに乗り出したものと思われる。

第4段階のルール作りは、まず生計費委員会幹部の各界指導者との精力的な事前協議から始まった。協議の結果は、ニクソン大統領が7月18日に発表した「第4段階」に関する声明の中に読みとることができる。<sup>13)</sup> すなわち統制を撤廃すればインフレが促進され、凍結を続ければ生産が抑えられて供給不足を引き起こすといったジレンマのもとで、“賃金・物価の半恒久的継続”と“すべての統制の即時廃止”という二つの極端な勧告を受け

13) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課)、昭和48年9月、p. 9.

たとされている。しかしインフレを鈍化させる一方で、アメリカの生産と能率を維持するために、政府としては、第4段階の統制の内容づくりにあたっては、つぎの諸点に留意したとされている。

第一に、統制制度は、すでに経済の中に組み込まれている価格高騰圧力の大半を徐々に抑え、消滅させるほど厳しいものでなければならない。

第二に、その制度は、生産をもっとも妨げている規制を緩和し、価格の安定が存在する経済部門での努力を無駄にしないように選択的でなければならない。

第三に、その制度は、投資と生産のための刺激要因を維持し、統制が恒久化する傾向を抑えるため、適当な時期に統制を廃止するという十分な保証を含まなければならない。

第四に、その統制制度は、予算を均衡させ、過剰需要が統制とともに生きることも、統制なしに生きることも困難にするインフレ圧力を再燃させないように、確固たる措置によって支援されなければならない。

## 2 第4段階の賃金・物価規制の概要<sup>14)</sup>

ニクソン大統領は、7月18日に、物価再凍結に代わる第4段階の賃金・物価規制策を発表した。それによると、食料品および医療は即時（7月18日）凍結を解除され、その他の製品およびサービスは8月12日以降に凍結が解除され第4段階に移行するものとされた。<sup>15)</sup>

各業種に共通する第4段階の価格規制の基本原則は、「価格引上げは、コスト上昇の範囲で認め、コスト上昇に伴う利潤の上乗せは認めない」というものであった。コスト上昇は1972年末から計算され、それ以前に発生しながら価格に反映されなかったコスト上昇分は、価格の転嫁を認められなかった。さらに年間売上げ高が1億ドル以上の大企業は、その意図する価格引上げを生計費委員会に通告し、30日間値上げを実施してはならない

14) Cf. 『調査月報』（大蔵省大臣官房調査企画課）、昭和48年9月、pp. 3-5, *U. S. News & World Report*, July 30, 1973, pp. 13-15, および *Business Week*, July 21, 1973, pp. 19-20.

15) ただし、従業員60人以下の小企業、未加工農産物、金利、家賃、公共料金、木材、合板、長期契約による石炭は、適用除外とされた。

ものとされ、この期間中、生計費委員会はこの値上げ申請を拒否あるいは停止することができるものとされた。<sup>16)</sup> このような価格規制は、凍結より弾力的ではあるが、強制的な性格をもつ統制策である。

賃金に関しては、従来の第2、3段階のガイドライン（年率5.5%、付帯給付0.7%）が継続されることになった。そして大企業の賃金引上げの場合には事前通告を必要とするものとされた。

ところで凍結が解除されて第4段階に移行する時期が業種によって異なり、かつ統制規則が産業別に漸次発表されているため、統制内容はきわめて複雑で、わかりにくいものになっているが概要はつぎのとおりである。

#### [A] 食料品

食料品の価格凍結は即時（7月18日）解除され、食料品の第4段階の価格統制は、7月18日から9月11日までの「A段階」と9月12日以降の「B段階」に分けて実施された。「A段階」では、牛肉の上限価格を維持し、その他の食料品は未加工農産物のコスト上昇分に限り価格への転嫁を認められた。「B段階」では、牛肉の上限価格を撤廃し、価格の引上げは、ドル対ドル・ベース、すなわちコストが1ドル上昇すれば価格も1ドル引き上げることができるという形で、労賃を含むすべてのコスト上昇分の価格転嫁が認められた。

#### [B] 石油製品および原油

ガソリン、灯油、ディーゼル油の3種の石油製品と原油に上限価格が設定された。

石油製品の上限価格は、販売業者の仕入価格に、1973年1月10日現在の販売価格と原価との差額を加算したものとされた。ただし、ガソリンと家庭暖房用石油の小売業者に対しては、1973年8月12日の実質コストに加えて、1ガロン当たり7セントの利潤マークアップが認められた。また家庭

16) 新製品の場合には、事前通告の必要はないものとされた。ただし、新製品の年間売上げ高が1,000万ドル以上見込まれる場合は、四半期報告の形で生計費委員会に報告しなければならないとされた。

また年間売上げ高が5,000万ドル以下の企業は、生計費委員会に対していかなる報告も提出する必要はないものとされた。

暖房用石油の小売業者は、輸入暖房用石油が値上がりした場合、ドル対ドル・ベースで各月のはじめに上限価格を自動調整することができるものとされた。この措置は1973年冬の暖房用石油確保のためにとられたものである。

原油の上限価格の算定にあたっては、5月15日の公示価格にパーレル当たり35セントまでの加算が認められた。国内原油の価格決定は「二重価格方式」がとられ、72年の生産水準を越える部分は、「新油」として自由市場価格で販売することが認められた。この措置は、国内の新油田開発投資の促進と現存油田の活用増進のためにとられたものである。

#### 〔C〕 その他の工業製品

凍結解除後は、1973年1月11日以前に終わった事業年度の最終四半期を基準期間とし、それ以降コスト上昇があった場合に、その分だけ価格転嫁が認められたが、それ以前に生じたコスト増加は、価格引上げを正当化する理由として認められなかった。しかしつぎの点において若干規制緩和が図られた。

まず、60日間の凍結期間内に企業が適法につけた価格に、販売促進のための値引きや、通常の季節的変化等を織り込んで調整した「調整済みの凍結価格」が、第3段階が始まった1973年1月11日以前に終る事業年度の最終四半期の平均価格である「規準価格」より高い場合は、8月13日以降、調整済み凍結価格の採用を認められた。

つぎに規準価格ないし調整済み凍結価格を上回る価格引上げを行なわなかった企業 - 値上げを行なわなかった企業 - は、第4段階における利潤マージン制限の対象から除外された。

さらに大企業以外の企業は、特定の商品につき、生計費委員会によって認められた全生産物ラインの平均値上げ幅にさらに最高10%を加算することが認められた。たとえば、家電メーカーがその全体のラインで1.7%の値上げが認められた場合、特定の商品（たとえば洗濯機やテレビ）はさらに10%を付加し、最高11.7%まで価格を引き上げることができるものとされた。ただし、ライン全体として認められる引上げ幅はあくまでも1.7%

であり、この意味において他の製品は価格引下げを要請されることになる。

#### [D] 小売および卸売業

利潤マージン制限を前提として、コスト上昇分に限り価格転嫁が認められたが、そのさい、2つの価格規制方式 (Customary Initial Percentage Markup Basis 方式と Gross Margin Basis 方式)<sup>17)</sup> のいずれかを選択できるものとされた。

#### [E] 医療・保険とその他のサービス

医療に関しては凍結が即時 (7月18日) 解除され、原則としてコスト上昇分の価格転嫁が認められた。しかし病院は年6%、個人営業の医師および薬剤師は年2.5%の範囲内でしか値上げを認められていなかった。

健康保険、財産損害賠償責任保険および債務保証生命保険にかける保険料の引上げは、複雑な方式によって認められた。しかもその引上げが、大企業によって行なわれ、大幅なものである場合には、事前通告をしなければならぬものとされた。

その他のサービスに関しては、前述した「その他の工業製品」と同様の規則が適用された。

### 3 第4段階の賃金・物価規制の特色

ニクソン大統領は、7月18日に発表した第4段階に関する声明の冒頭で、「アメリカ国民は、いまやきわめて重大な決定を迫られている。われわれは現在物価を凍結している。この凍結は、規制が撤廃された場合に発生するおそれがあるインフレの大波を抑えているが、同時に生産を抑制し、供給不足を引き起こしている。凍結と統制が続けば、そうした事態はさらに悪化し、価格の高騰をもたらすこととなる。」と述べ、統制を撤廃すればイ

17) 最初に売り出した一定項目に属する全品目の販売価格総計を「当初価格」と呼び、一定項目に属する全品目のインボイス価格に当該品目に対して定められた運賃を加算したものを「原価」とし、一定項目に属する品目の総売上高から返却額と売掛け金額を控除したものを「収益」とするとき、Customary Initial Percentage Markup Basis 方式は、(当初価格-原価)/原価を、Gross Margin Basis 方式は、(収益-原価)/原価を、それぞれ一定にするように価格を決定する方式である。

ンフレが促進され、凍結を続ければ供給不足になるという当時の経済状況のジレンマを的確に指摘している。<sup>18)</sup> こうしたジレンマ克服のために、第4段階では、生産を維持しつつ、産業別の選別統制によって物価を抑制しようとするところに第1の特色がある。とくに大企業に値上げの事前通告を義務づけたり、一斉に第4段階に移行せずに分散移行の形をとったのは、価格上昇圧力が一挙に爆発するのを避けるためと考えられる。このような措置は、これまでのアメリカの賃金・物価規制の推移からえられた経験を現実に生かしたものとして注目される。

第二の特色は、価格の引上げがコスト上昇分に限られているように、利潤統制の形をとっていることである。この点に関する限り、第4段階の物価統制は、コスト上昇分に利潤を上乗せする余地があったとされている第2段階の物価統制よりも厳しい。<sup>19)</sup> しかしながら第4段階では、規準価格ないし調整済み凍結価格を上回る価格引上げを行なわなかった企業は、利潤マージン制限の適用を受けないなど若干規制緩和措置がとられているので、実質的に、第2段階と第4段階とではいずれが厳しい統制であったかを判定することはむずかしい。

#### 4 第4段階の財政金融政策

ニクソン大統領は、7月18日の第4段階に関する声明のなかで、上述のような第4段階のインフレ抑制策を支援するため、財政金融政策による需要圧力の吸収に努める方針を明らかにしている。とくに財政面では、7月1日から始まった1974会計年度の歳出規模を当初より数十億ドル削減し、これまでの「完全雇用均衡予算」主義をさらにおし進めて「現実の収支もバランスする均衡予算」にする方針を打ち出した。この目標達成のために、ニクソン大統領は1974会計年度末の連邦政府の文官職員数を当初予算以下にすることを提案している。<sup>20)</sup>

こうした財政面での引締めに対応すべく、FRBは、8月13日、割引率

18) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年9月, p. 9.

19) Cf. *Economic Report of the President*, February 1974, p. 98.

20) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年9月, pp. 13-14.

を7%から7.5%に引き上げた。この引上げは年初から実に7回目のもので、7.5%という水準は、戦前戦後を通じて史上最高の水準である。<sup>21)</sup> 所得政策の第4段階入りと同時に発表されたこの割引率の引上げは、FRBが金融面での引締め堅持の決意を表明したものと受けとられる。

アメリカ経済は、1973年第Ⅱ四半期以降、実質GNP成長率、個人消費支出・民間国内総投資の伸び率、製造業設備稼働率などが低下し（第2表、第3表参照）、経済拡大テンポが減速局面に入っていたことから、上述のような財政・金融両面での引締め強化は、オーバー・キルによるスタグフレーションを再現させるのではないかと心配されたが、それをもいとわずに総需要抑制政策が強力に打ち出されたということは、政府、金融当局がインフレ抑制に並々ならぬ熱意をもっていた証拠と解すべきであろう。

### 5 値上げ申請ラッシュ

ニクソン政権の経済統制策が第4段階入りした8月12日に、大手鉄鋼メーカーのアームコ・スチールと第3位の自動車会社クライスラーは、生計費委員会に対し、早速値上げ申請を提出した。さらに8月14日には、米大手自動車メーカーのGM、フォードの2社と、U.S.スチール、ベスレーム・スチールをはじめとする鉄鋼各社が、政府に対し一斉に価格引上げを申請した。これにより、アメリカの自動車・鉄鋼会社の全部が値上げに踏み切ったことになる。

生計費委員会によれば、第4段階に移行した8月13日から10日間の間に、124企業、313品目の値上げが同委員会に事前通告されたとのことで、自動車、鉄鋼の値上げをどう処理するかが、ニクソン政権の第4段階の運命を大きく左右することになると思われたことと、自動車、鉄鋼という重要産業の一斉値上げは、他部門への波及効果が大きく、アメリカの物価上昇に拍車をかけることになるのではないかと心配されたことから、生計費委員会のダンロップ事務局長は8月20日、自動車、鉄鋼業界から申請のあった製品値上げ問題について公聴会を開催すると発表した。そして早速8

21) Cf. Board of Governors of the Federal Reserve System, *60th Annual Report*, 1973, p. 125.

月28日に自動車業界の値上げ申請に対する公聴会が開かれ、四大自動車メーカーの代表が呼ばれた。ついで8月30日に、主要鉄鋼メーカーが呼ばれた。こうした公聴会の開催は、波及効果の大きい二つの製品値上げを簡単に認めるわけにはゆかないという生計費委員会の姿勢を示すものと受けとられる。

ところで自動車業界は、公聴会では政府の公害規制および安全基準を満たすには値上げがどうしても必要になると強調し、しかも値上げは現在労働組合と交渉中の賃上げとは無関係で、賃上げによるコスト・アップ分については別途再値上げを申請する意向を示した。また鉄鋼業界も、公聴会で外国企業に対抗しながら国内需要の増大に応じるには、値上げによって増産体制を強化する以外にないと強調した。値上げの理由にはいずれもそれなりの根拠が挙げられているが、自動車・鉄鋼の値上げはともにアメリカの物価全体に心理的に大きな影響を及ぼすと考えられるので、生計費委員会も結論を出すのに苦慮していたが、まず9月7日にGMをはじめとする自動車メーカー四社が申請していた74年型新車の値上げを削減して認可した。さらに生計費委員会は、9月10日、U.S.スチールをはじめとする鉄鋼業界が申請した薄板などの値上げ幅を半分にけずり、10月1日から値上げを認めるとともに、残り半分の値上げおよびパイプなど他の鋼材についての値上げは1974年1月1日まで延期するという苦肉の二段構えの値上げ承認を行なった。

生計費委員会は、このように産業界の値上げ攻勢に対して厳しい態度を打ち出したが、第1図からわかるように、8月の消費者物価・卸売物価は、前月に比べて急激な上昇を示した。こうした両物価の大幅上昇は、第2図、第3図から明らかのように、7月18日に他の分野に先駆けて価格凍結を解除された食料品が一斉に値上がりしたためである。第4段階の統制に移行したばかりのニクソン政権のインフレ抑制策は早くも暗い影を投げかけられることになった。

こうした情勢のなかでFRBは、9月7日、金融引締め政策を強化し、加盟銀行に対する預金準備率を8%から11%に引き上げた。預金準備率の

引上げは、5月16日にそれまでの5%から8%に引き上げられたのに続くものである。FRBはニクソン政権のインフレ抑制の先頭に立ち、すでに割引率を7.5%まで引き上げ、通貨供給と銀行信用の膨張を抑えようとしていたが、金利を引き上げただけでは十分な効果があがらないので、銀行貸出しの主要な資金源になっている大口のCDを中心に流動性を吸収し、信用膨張を抑えようとしてとられた措置である。<sup>22)</sup>

## 6 労働組合の対応

激しいインフレのなかで好調を続ける企業業績などにもかかわらず、1973年の労使交渉は政府のガイドラインの賃上げ幅5.5%（諸手当込みでは6.2%）に近い線で妥結するものが多かった。

たとえば、クライスラーとUAW（全米自動車労組）の間で進められてきた労働協約改定交渉は、9月17日合意が成立し、14日から続けられていたストはアメリカ自動車労働争議史上、最も短期間で終結した。<sup>23)</sup> UAWとアメリカ自動車メーカーの労働協約改定交渉は、前回1970年にGMの67日間、1967年にフォードが46日間と、一旦ストにはいると長期化するのが慣例となっている。

ところでクライスラーとUAWの間で合意をみた期限3年の新労働協約は、①初年度1人あたり平均5%強の賃上げを認める②生計費のエスカレーター条項を改善し、生計費が0.4%上昇するごとに時間当たり賃金を1セント上積みする、などとなっている。このように超インフレ時代を背景としてアメリカ労働界では、新労働協約の中にインフレ高進にスライドした形で賃上げを認めるというエスカレーター条項を獲得する労働組合がふえている。現に労働組合の間では、生計費委員会の介入を避けるために5.5%のガイドラインは守り、エスカレーター条項でインフレ補償をかちとるといった傾向が強くなりつつある。エスカレーター条項をインフレに対する武器にしようという動きは、賃金・物価統制策の網の目をくぐりぬ

22) Cf. Board of Governors of the Federal Reserve System, *60th Annual Report*, 1973, p. 102.

23) Cf. *News Week*, September 24, 1973, pp. 44-45.

けることになり、こうした動きはディマンド・プル型のインフレをコスト・プッシュ型のインフレへ転換させる可能性を強めることになろう。

## 7 エネルギー危機の影響

### [A] スタグフレーションの顕在化

1973年第Ⅲ四半期の実質GNP成長率は、年率1.6%となり、第Ⅱ四半期に引き続いて大幅な落ち込みを記録した(第2表参照)が、これはアメリカの景気の鎮静が財政・金融引締め政策による総需要抑制政策によって確実なものになったことを示すものと受けとられる。ただし第Ⅲ四半期のGNPデフレーター上昇率は、年率8.1%と、第Ⅱ四半期の6.9%に続いて依然かなりの高率の騰貴率を示し(第2表参照)、アメリカ経済はスタグフレーションに突入していることがはっきりしてきた。

こうした情勢の中で、10月の第4次中東戦争の勃発に伴うエネルギー危機は、スタグフレーションに苦しんでいるアメリカ経済に多大の影響を与えることになった。

エネルギー危機に対して、ニクソン政権はガソリンの供給制限、自動車の最高速度の規制、室内暖房温度の引下げ、などいくつかのキメ細かな対策を打ち出したが、こうした日常生活に及ぶ具体策は、消費者の購買心理に暗い影を落とすことになった。<sup>24)</sup>このため自動車業界、住宅建設業界の不振は、深刻化していったが、とくに自動車業界では1973年末から相次いで工場閉鎖を含む操短と大量のレイオフを余儀なくされた。

こうした状況を反映して、1971年以来一貫した減少のみられた失業率が1973年第Ⅳ四半期以降上昇を始める(第3表参照)とともに、実質GNPの成長率は、1974年第Ⅰ四半期にマイナス7.2%という1958年の不況以来16年ぶりの大幅な下落を記録した(第2表参照)。このように自動車を中心にしたエネルギー不況の様相が深まったが、インフレは一向に収まらなかった。1974年第Ⅰ四半期には、GNPデフレーターの上昇率が11.8%に達し(第2表参照)、朝鮮動乱当時の1951年以来23年ぶりの高騰を記録し、アメリカ経済が完全にスタグフレーションの泥沼に突入したことを確認さ

24) Cf. *News Week*, November 19, 1973, pp. 41-44.

第 5 表 アメリカの貿易収支の推移 (季節調整済み)

(単位: 100万ドル)

| 年次・四半期 | 貿易収支                |                     |                     |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
|        | 輸出                  | 輸入                  | 黒字                  |
| 1968 I | 7,944               | 7,823               | 121                 |
| II     | 8,390               | 8,136               | 254                 |
| III    | 8,898               | 8,576               | 322                 |
| IV     | 8,394               | 8,456               | - 62                |
| 1969 I | 7,486               | 7,589               | -103                |
| II     | 9,485               | 9,572               | - 87                |
| III    | 9,581               | 9,271               | 310                 |
| IV     | 9,862               | 9,375               | 487                 |
| 1970 I | 10,230              | 9,727               | 503                 |
| II     | 10,558              | 9,831               | 727                 |
| III    | 10,703              | 9,961               | 742                 |
| IV     | 10,456              | 10,269              | 187                 |
| 1971 I | 10,857              | 10,749              | 108                 |
| II     | 10,815              | 11,699              | -884                |
| III    | 11,519              | 11,912              | -393                |
| IV     | 9,563               | 11,116              | -1,553              |
| 1972 I | 11,655              | 13,482              | -1,827              |
| II     | 11,534              | 13,329              | -1,795              |
| III    | 12,357              | 13,953              | -1,596              |
| IV     | 13,222              | 14,990              | -1,768              |
| 1973 I | 15,230              | 16,184              | -954                |
| II     | 16,679              | 17,042              | -363                |
| III    | 18,152              | 17,574              | 578                 |
| IV     | 20,216              | 19,006              | 1,210               |
| 1974 I | 22,299              | 22,373              | - 74                |
| II     | 24,089 <sup>P</sup> | 25,720 <sup>P</sup> | -1,631 <sup>P</sup> |

(資料) U. S. Department of Commerce, *Survey of Current Business*.

(注) Pは暫定的な数値であることを示す。

せる形となった。

第2表によると、1974年第I四半期には、消費者物価と卸売物価の上昇率がともに、2ケタの大幅な騰貴率を示していることがわかる。第3図、第4表によると、卸売物価のこうした急激な上昇は、石油を中心とした燃

料価格の急騰と、化学製品の大幅な値上げによるものであることがわかる。

#### [B] 貿易収支の悪化

アメリカの貿易収支は、1971年に赤字に転じたが、2回にわたるドル切下げの効果により、1973年に3年ぶりに黒字を回復した(第5表参照)。もっとも1973年の貿易収支が黒字になったのは、農産物の輸出が大きく増えたことが主原因と考えられている。しかし1974年には、輸入原油の価格高騰で再び赤字に逆もどりすることになった(第5表参照)。

こうしてアメリカ経済は、エネルギー危機のために、インフレ、不況、貿易収支赤字という三重苦に再び直面することになった。

#### 8 賃金・物価規制の選別的解除

このようにエネルギー危機の結果、景気がモノ不足に助長されて落ち込む一方、物価上昇は高進するといった状況のなかで、財政、金融政策と所得政策のポリシー・ミックスのあり方が改めて問われることになった。第4段階におけるニクソン政権の安定成長へのゲーム・プランは、所得政策、均衡予算、金融引締め政策の3本柱で行なわれてきたが、石油危機はこの3本柱のいずれの目算をも狂わせている。

まず価格引上げには政府の事前承認が必要という厳しい所得政策を続行すれば、エネルギー危機によるモノ不足が激化しているおりから、産業界の生産意欲をそぎ、景気後退を深刻化させる可能性がある。

また景気後退による歳入減、失業保険支払い増大などによる歳出増で連邦政府の赤字幅が大きくなることを見込まれ、金融政策もエネルギー危機による景気後退にはほとんど無力に等しいとの見方が強い。

したがって政府が最も手をつけやすく、かつ効果的と期待されるのは、所得政策の手直しであるが、その方向については深刻な景気後退を回避するには価格統制をできるだけ早く解除して供給拡大をめざすべきだという考え方と、それは産業界からの値上げ申請が相次いでいる現状ではインフレの高進をもたらすだけだとの考え方と両方みられた。

しかし石炭、セメント、肥料、非鉄金属(銅、アルミは除く)部門では、いずれも供給不足なのに価格統制の結果、国内価格が国際価格を大きく下

回り、国内業者が輸出優先の挙に出るなどひずみ現象がみられたので、第4段階の統制が解除された。<sup>25)</sup>

また生計費委員会は、1973年12月10日に、自動車業界の価格・賃金規制を抜打的に解除した。この決定は、クライスラーを除くGM、フォード、アメリカン・モータース3社の74年型車の価格引上げを一定の範囲に抑えるという制約とひきかえに行なわれたもので、ダンロップ事務局長によれば、エネルギー危機で需要が増えている小型車の生産を刺激し、それによって自動車業界の失業急増を防ぎ、エネルギー危機の産業界全体に及ぼす影響を最小限に食いとめるためとしている。しかしこうした措置によって第4段階の賃金・物価統制に大きな空洞ができた感は否定できない。

こうした状況の中で、ニクソン大統領は1974年1月30日、「一般教書」<sup>26)</sup>の中で、1974年のアメリカ経済は穏やかな停滞に直面し、失業率が上昇する半面、石油など燃料値上がりの影響から物価上昇は続くとして、相かわらずスタグフレーションに直面するという見通しを明らかにしている。これに対処するために74年の経済政策の目標は、景気の下降を深刻な不況に追い込まないよう下支えし、同時にインフレもこれ以上刺激しないよう「中立的政策」をとることにあるとしている。このため75会計年度の連邦予算規模については、歳出が3,044億ドル、歳入が2,950億ドル、差引き94億ドルの赤字予算を組むことを明らかにした。また賃金・物価の統制は、短期的にはインフレ抑制に効果があるが、長引くと生産や流通面で種々の問題が出てくると指摘し、賃金・物価の状況をよく監視し、特に問題のある業種を除いて徐々にかつ選別的に統制を解除していく方針を打ち出している。

さらにニクソン大統領は、2月1日議会に提出された「経済報告」<sup>27)</sup>のなかで、アメリカ経済はトリレンマといわれた従来のインフレ、失業、国際収支問題のほかに、“エネルギー”という第4の問題が加わり、内外とも

25) Cf. *Business Week*, February 16, 1974, p. 47.

26) Cf. *News Week*, February 11, 1974, pp. 22-23.

27) Cf. *Economic Report of the President*, February 1974, pp. 3-7.

に大きな試練に直面していると指摘している。インフレについてニクソン大統領は、「71年の新経済政策の三つの目標のうち国際収支と失業の二つの問題には前進があったが、インフレ抑制は困難をきわめている」と述べ、「インフレ抑制には忍耐が必要である」と時間がかかることを指摘している。そして新経済政策の中でインフレ抑制の主役であった賃金・物価統制策については、「特定の環境で短期間なら効果があるが、長期間で包括的な統制はインフレを解決しない」と述べ、今後選別的な統制解除をおし進める意向を重ねて表明している。

このようなニクソン大統領の意向を組むかのように、ダンロップ生計費委員会事務局長は、2月6日、上院銀行委員会で証言し、賃金・物価統制を経済安定法の期限切れの4月30日限りで、石油関連製品、保健医療製品を除いて全面解除することを明らかにした。<sup>28)</sup>ただし統制解除にあたっては、各産業から価格引上げの抑制と生産増大の約束をとりつけながら、経済安定法が期限切れとなる4月末までにはほぼ全産業にわたり統制を解除するものとされた。医療、石油は強制的統制が継続されることになったが、医療についてはそのための立法化措置を新たに講じること、また必要に応じて、2、3の産業をさらに統制の対象に加えることを考慮していることが明らかにされた。こうした措置は、当時のインフレがエネルギー危機と統制による供給不足によるものであるとの認識のもとで、統制解除により企業の生産・投資意欲を呼び起こしつつ、一方ではインフレ高進を抑制するために企業に限度を越える製品価格の引上げを自制させるという苦肉の二正面作戦と考えられる。

しかしこうした方針に対する反発は、議会、産業界に予想以上に強く、特に1974年秋に中間選挙を控えた議会は、民主党を中心に、所得政策の撤廃がインフレをさらに加速させるのではないかと懸念をもっていた。一方、統制が継続される予定の医療関係業界がその中止を求めて法廷闘争を計画していたのは別としても、一般の民間産業界は、議会の動きとは逆に統制の即時完全撤廃を政府に対して強く要求している。これは主として現

28) Cf. *Business Week*, February 9, 1974, pp. 19-20.

在のモノ不足、原材料価格の急騰という情勢下で価格抑制、生産拡大という約束を政府との間に交わすことはむずかしいという理由によるものである。またこれまで比較的政府の経済政策に協力してきた労働組合も大幅賃上げ実現のため政府との対決姿勢を強めていた。

こうした企業および労働組合双方からの価格・賃金統制に対する強い反対が功を奏したのか、政府が一部の品目について価格統制を残し、また必要とあれば再統制の余地を残すために大統領による統制権限を1年間延長するように提案してきたのに対し、アメリカ上院銀行委員会は、先の分科会ではこの提案を了承しながら3月26日の全体委員会ではこれを否決した。これによって経済安定法に基づく賃金・価格の統制は予定通り4月30日で終了し、しかもアメリカ政府が存続を考えてきた医療関係費などに関する価格統制も4月末で撤廃される公算が大きくなった。

このような事態のなかで、生計費委員会は、インフレ対策を直接統制から業界への個別行政指導に変更し、業種別の段階的解除のピッチをはやめる一方、そのさいに業界から増産や値上げ自粛の一札を取り付けることに精を出していた。たとえば、生計費委員会は、3月8日、紙・パルプについて第4段階の賃金・物価規制を撤廃すると発表した。これは肥料、非鉄金属などに続く規制撤廃で、国際価格の高騰に国内価格が取り残され、これが品不足に拍車をかけている現実にこたえざるを得なくなってとられた措置であるが、同委員会は大手メーカーに対し、価格値上げ、輸出量の両面で自主的な抑制を行なうことを念書として提出することを求めている。また生計費委員会は、3月27日、石炭業に対して、石炭生産の増大と一定期間の石炭価格引上げ制限を主な条件として、賃金・物価統制の対象からはずすことを発表した。

さらに生計費委員会は、4月1日、銀行、生命保険、衣料など約165産業について第4段階の賃金・物価統制を撤廃すると発表した。これによって価格規制に関しては小売段階で76%、卸売段階で63%が規制から除外され、賃金規制についても73%の労働力が規制からはずされたことになる。<sup>29)</sup>

29) Cf. *Business Week*, April 6, 1974, p. 13.

4月1日に発表された統制撤廃は、それが大量品目にわたるものであったこと、またこれまで通例だった将来の価格動向あるいは増産についてなんらかの言質をとるといことがみられなかったことから、第4段階はまさに最終段階を迎えたといえよう。

### 9 金利規制の強化

4月1日に大量の品目について統制が撤廃されたが、まだ規制が残るのは、小売段階ではほとんどの食料品、燃料、自動車と同部分品、ガソリンなど、卸売段階では加工食品、飼料、鉄鋼、機械などである。さらに政府は4月末の経済安定法の期限切れ後も医療関係費などの価格規制を存続させることを強く望んでいたが、上院がさきに大統領による価格・賃金規制の延長を否決したため、これらの部門に対する統制も4月末で全廃される公算が大きくなっていった。このため、4月末以降、物価が第2段階の強制的統制から第3段階の自主規制に移行したときのように急上昇することが懸念された。

ところで景気の方は、エネルギー危機の影響で1973年第Ⅳ四半期から下降局面をたどっていたから、金融緩和を望む声が強かったが、上述のような状況の中で、FRBは4月24日、割引率を0.5%引き上げ、インフレ克服への断固たる姿勢を示した。この措置によってアメリカの割引率は史上最高の8%の水準に達した。

### 10 第4段階の規制の問題点

第4段階では、財政・金融引締め政策のもとで、産業別の選別統制によりインフレを抑制することがめざされた。そして価格上昇圧力が一挙に爆発するのを避けるため、一斉に第4段階に移行せずに分散移行の形がとられた。しかし第4段階入りとともに始まった鉄鋼、自動車等の値上げ申請ラッシュにみられるように、第4段階の初期の統制策は、価格規制撤廃直後において意図されたほどの効果を発揮しなかった。けれども第1、2、3図から明らかなようにエネルギー危機の発生にいたるまでのしばらくの間、消費者物価の上昇率が減速し、卸売物価が下落したのは、第4段階の産業別統制が有効性を示したものと解することができる。

しかしエネルギー危機によりアメリカ経済は、モノ不足下のインフレに見舞われることになり、供給確保の観点から第4段階の賃金・物価統制は段階的に解除されることになった。そのさい各産業から価格引上げの抑制と生産増大の約束をとりつけることによって、モノ不足とインフレに対処することが意図されていた。しかしながらこうした措置の問題点として、規制の廃止とともに産業界に満を持した値上げ旋風を起こしかねないという点を指摘することができる。これは、供給不足型の経済において価格規制の解除は、産業界の生産・設備拡大意欲を刺激するが、こうした新設備が実働するまでにはタイム・ラグがあり、そのために供給不足が残って値上げだけが先行する、といった形が考えられるためである。こうした現象は亜鉛や肥料などの賃金・物価統制の解除の場合に実際にみられた。

また4月末で、賃金・物価統制は全廃されることになっていたが、これにともない第2段階の強制的統制から第3段階の自主規制への移行のときのように物価の急上昇が懸念された。もともと第3段階のときと違い、当時は景気が停滞局面にあったから、賃金・物価上昇が需要増大によって促進されるという状況にはなかった。生計費委員会は、これまで統制を徐々に解除してきたこと、大企業に対しては統制解除のさいに将来の価格と増産について言質をとってきたことなどから、4月末以降の物価急上昇の衝撃はやわらげられるとしていた。しかし段階的解除後に上述のような理由で急激な物価上昇がみられたし、また段階的な統制解除後に約束させられていた価格引上げ抑制も、経済安定法の期限切れにより4月末以降は効力を失うことになり、値上げ旋風が予想された。事実第1図から明らかなように5月の消費者・卸売物価は、ともに騰勢を強めている。強制的統制のひずみが顕著になったことから、その除去を急ぐあまりに、事後策の十分な検討がなされていなかったことに問題を見つけることができる。たとえば、段階的な統制解除後に企業に対して約束させた価格引上げ抑制と生産増大をなんらかの形でしばらく監視するような有効な措置がとられるべきであった。

## V. むすび

アメリカ経済に深く根ざしたインフレ退治の最後の手段として、所得政策は華々しく登場したが、凍結→強制的統制→自主規制と第1ラウンドを終了して、新たに再凍結→強制的統制→段階的解除を経て完全に撤廃された。その経緯をたどるとき、われわれは所得政策の限界をいやというほどみせつけられる。

もっとも総スカンを食って退場した所得政策であるが、1971年8月以降1972年までかなりのインフレ抑制効果がみられ、アメリカの所得政策は成功したかにみえた。しかしその後の物価の推移は、所得政策に対する幻滅感を国民各層に広く浸透させることになり、朝鮮動乱以来、23年ぶりの物価上昇と騒がれているなかで、経済安定法が期限切れとなり、賃金・物価の統制を4月末で一応はずさなければならなくなったことは悲劇とみるべきであらう。

32カ月間にわたったアメリカの賃金・物価規制はいろいろな意味で多くの教訓を残している。

第一に、所得政策は、コスト・プッシュ・インフレの様相を呈しているときにのみ有効であるということである。ディマンド・プル・インフレの場合に、賃金・物価の凍結とか法的規制といったドラスティックな所得政策を実施すると、第3.5段階および第4段階においてみられたように、売りおしみとかやみ市場の出現といった望ましくないひずみがみられることになり、また第3段階の自主規制のように穏やかなガイドポスト政策を実施すればインフレ抑制効果は期待できない。したがって所得政策は、コスト・プッシュ、ディマンド・プルといったインフレの病状に応じて弾力的に採用される必要がある。

第二は、所得政策と総需要抑制政策とをいかに組み合わせるべきかという問題である。アメリカの所得政策は、第1段階および第2段階において物価の抑制に比較的良好な成果をあげた。しかし第3段階以降では、物価に対する統制の威力は急速に減退した。これは、第1段階および第2段階で

は、アメリカ経済の需給が均衡ないしやや供給超過の状態にあったのに対し、第3段階および第3.5段階では景気の回復にともなう需要超過が目立つといった事態の変化が大きく影響している。したがって所得政策の有効性は、総需要抑制政策が十分にその効果を発揮しているときにのみみられる。この意味で、所得政策はまさしくインフレ対策として総需要抑制政策の補完的政策といえよう。

第三に、賃金・物価の凍結とか法的統制といったドラスティックな所得政策は、長期間にわたって続けられれば続けるほど、生産・設備投資の減退や所得分配上のゆがみを大きくすることや、統制撤廃後の物価上昇エネルギーを蓄積することになるので、統制の緩和ないし撤回の必要が生じるが、一旦統制策を採用すると、緩和ないし撤廃の時期の選択が非常にむずかしくなるということである。第4段階の賃金・物価統制は、1974年4月末の経済安定法の期限切れによって完全撤廃されたわけであるが、1973年末からのエネルギー不況で需要圧力が減少している時期に撤廃されたことは幸いだったといえる。

ニクソン大統領は、彼の最後の大統領経済報告となった1974年2月1日の「経済報告」の中で、インフレとの戦いの経験から、インフレ抑制には①忍耐力②世界経済の安定性③生産の増大④自由市場経済の維持が、いかに重要かを学んだと述べている。<sup>30)</sup>石油、食糧などの需給構造の激変がインフレを世界的に高進させ、また賃金・物価規制が経済活動の正常な流れを乱した経験から生まれたきわめて正直な述懐といえよう。

(1975.1.15)

30) Cf. *Economic Report of the President*, February 1974, p. 5.